

## 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と本郷旅館ホテル組合（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令及び文京区地域防災計画に基づき、甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用を受ける地震、風水害その他の災害をいう。

2 この協定において「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要なもの
- (2) 障害者又は障害児（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要なもの
- (3) 乳児
- (4) 妊産婦
- (5) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は前各号に掲げる者の介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある者その他甲が特に配慮が必要と認める者

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者等への支援を行うに当たり、第5条第1項各号に掲げる業務について乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、特別の理由がない限り、これに応じるものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により回答し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数、期間等を取りまとめ、前項の規定による回答と併せて甲に報告するものとする。

3 甲は、乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するとともに、乙と協議の上、宿泊施設を選定し、当該要配慮者等への支援を実施するものとする。

(協力の範囲)

第5条 甲の要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙に加盟する宿泊施設における宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号に掲げる業務の実施に当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要があると認めた事項

2 宿泊施設を利用している要配慮者等の体調管理、当該要配慮者等に発熱や咳の症状が出た場合における対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員等を派遣し、実施するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協力の期間)

第6条 前条第1項第1号に掲げる業務の期間は、同号の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により当該宿泊施設を利用することがなくなる日までとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(実績の報告)

第7条 乙は、第5条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、遅滞なく書面により実施状況を甲に報告するものとする。

(協力に係る費用の負担)

第8条 甲は、乙が第5条第1項各号に掲げる業務を実施するために要した費用を負担するものとし、乙からの請求書に基づき当該費用を支払うものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(取消料等)

第9条 乙は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について、取消しがあった場合は、甲及び要配慮者等に対し、取消料等を請求しないものとする。

(取消しに係る費用の負担)

第10条 前条の規定にかかわらず、甲は、同条の取消しにより乙が実際に要した費用を負担するものとし、乙からの請求書に基づき当該費用を支払うものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この協定に基づく業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(連絡調整体制の整備)

第12条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の 1 月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 10 月 1 日

東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷四丁目 37 番 20 号  
乙 本郷旅館ホテル組合  
代表者 組合長 重本 康成